

30 健介保第 1697 号
平成 30 年 12 月 28 日

市内関係指定介護保険事業所 管理者 様

名古屋市健康福祉局
高齢福祉部介護保険課長

身体拘束廃止未実施減算について

日頃は、本市の高齢福祉行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
みだしの件につきまして、厚生労働省に確認しましたので以下のとおり改めてお知らせします。

1 減算要件について

以下(1)～(4)の厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体的拘束の有無に関わらず減算することとなります。

〔厚生労働大臣が定める基準〕

(1)	身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
(2)	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
(3)	身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
(4)	介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

※ 平成 30 年 4 月 1 日以降に身体的拘束を行っていない場合であっても(2)～(4)のいずれか一つでも基準を満たさない場合は減算となります。

2 減算の適用時期等について

- (1) 実地指導や監査等の際に、現時点では厚生労働大臣が定める基準を満たしていても、過去に当該基準を満たしていない時期があったことが判明した場合は減算の対象となります。
- (2) 当該減算は当該基準を満たしていなかった時期まで遡るものではなく、当該基準を満たしていなかった事実を発見した以降の月から少なくとも 3 ヶ月に渡り利用者全員が減算の対象となるものです。

具体的な手続き等については、当該減算が発生した際に説明させていただきます。

なお、NAGOYAかいごネットに掲載しております「平成 30 年度制度改正 Q & A」につきましても修正させていただきましたのでご承知おきください。

また、厚生労働省に確認した当該減算の内容をまとめ、当該減算についての Q & A を別紙のとおり作成しましたので、そちらについてもご確認ください。

ご不明な点につきましては、各サービスの担当までお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

【問合せ先】

サービス種別	担当係	電話番号
介護老人福祉施設	介護保険課指導係 (施設班)	052-972-2592
介護老人保健施設		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
介護療養型医療施設		
介護医療院		
認知症対応型共同生活介護	介護保険課指導係 (居宅班)	052-972-3087
(地域密着型) 特定施設入居者生活介護		